

住民監査請求における監査委員の勧告に基づき知事が講じた措置について

1 知事から監査委員に対する措置結果の通知日 平成 1 1 年 9 月 1 7 日

2 措置内容

都が被った損害額 3, 2 1 9, 9 5 0 円に、精算日の翌日から支払日までの年 5 分の割合による利子相当額 6 6 2, 7 9 7 円を加え、合計 3, 8 8 2, 7 4 7 円を補てんした。

3 措置年月日（納付年月日） 平成 1 1 年 9 月 8 日

4 関係法令 【地方自治法第 2 4 2 条第 7 項】

「監査委員の勧告があったときは、当該勧告を受けた長、職員等は、当該勧告に示された期間内に必要な措置を講ずるとともに、その旨を監査委員に通知しなければならない。この場合においては、監査委員は、当該通知に係る事項を請求人に通知し、かつ、これを公表しなければならない。」

<参考>

件 名	都議会都市問題調査団の海外派遣に要する経費支出に違法・不当があるとしてその返還を求める件
請 求 人	文京区 若 林 ひとみ
監査結果の通知	平成 1 1 年 8 月 2 5 日
勧告内容	【知事に対する勧告】 地方自治法第 2 4 2 条第 3 項に基づき、知事に対し、平成 1 1 年 1 0 月 3 1 日までに、都が被った次の損害額等を補てんするために必要な措置を講ずることを勧告する。 (1) 損害額 3, 2 1 9, 9 5 0 円（下記①、②及び③の合計額） ① 本件調査団の懇親会経費として支出された額 3, 1 6 1, 5 0 0 円 ② 本件調査団 C 班における平成 7 年 1 0 月 2 5 日分の日当支払額の 2 分の 1 に相当する額 3 0, 7 5 0 円 ③ 本件調査団 D 班における平成 7 年 1 0 月 2 6 日分の日当支払額の 2 分の 1 に相当する額 2 7, 7 0 0 円 (2) 上記 (1) の金額に対する精算日の翌日から支払日までの年 5 分の割合による利子相当額

連絡先 監査事務局総務課
(内線) 55-511
(直通) 5320-7011